

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	有害物質を含有する家庭用品の回収・改善命令等
概要	<p>有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律において、基準が定められた家庭用品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者がその基準に適合しない家庭用品を販売等により人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため、その者に対し、当該家庭用品の回収を図ることなどを命ずることがあります。</p> <p>また、家庭用品によるものと認められる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害の態様等からみて、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質が含まれている疑いがあるときは、当該被害の拡大を防止するため、当該家庭用品の製造又は輸入の事業を行なう者に対し、当該家庭用品の回収など措置をとるべきことを命ずることがあります。</p>
根拠法令等 及び条項	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 第6条 (昭和48年10月12日法律 第112号)
処分基準	<p>1 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第4条第1項又は第2項の規定により基準が定められた家庭用品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者がその基準に適合しない家庭用品を販売し、又は授与したことにより人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認める場合において、当該被害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、その者に対し、当該家庭用品の回収を図ることその他当該被害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずる。</p> <p>2 家庭用品によるものと認められる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害の態様等からみて当該家庭用品に当該被害と関連を有すると認められる人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質が含まれている疑いがあるときは、当該被害の拡大を防止するため必要な限度において、当該家庭用品の製造又は輸入の事業を行なう者に対し、当該家庭用品の回収を図ることその他当該被害の拡大を防止するために必要な応急の措置をとるべきことを命ずる。</p>
ホームページ	
備考	